

印西地区消防組合公告第7号

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年4月22日

印西地区消防組合管理者 板倉 正直

1 事業名称

- (1) 事業名 防火衣等購入
- (2) 納入場所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合消防本部
- (3) 納入期限 令和7年3月14日(金)
- (4) 事業概要
 - ①目的 既存職員への更新配備及び新規職員への新規配備
 - ②規模等 更新職員分30式、新規職員分5式
 - ③仕様 別途仕様のとおり
- (5) 入札方法 事後審査型制限付一般競争入札

2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
 - ・印西地区消防組合を構成する市(印西市及び白井市以下「関係市」という。)の令和6・7年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登録されていない者。
 - ・印西地区消防組合及び関係市の建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - ・印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者。
- (2) 工事案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める届出期間内に事後審査型制限付一般競争入札参加届出書を持参若しくは書留又は簡易書留により提出するものとする。

- (1) 様式 印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード
URL <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>
- (2) 期間 令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 印西地区消防組合消防本部総務課

4 設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧は次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 縦覧場所 印西地区消防組合消防本部総務課（入札約款及び本業務に係る契約書案）
印西地区消防組合消防本部警防課（設計図書等）

5 質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当（警防課）に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

- (1) 期間 令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）
- (2) 提出先 印西地区消防組合消防本部総務課
回答は、令和6年5月15日（水）までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。
なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種（業種）」「事業所の所在地」の全てを満たす者とする。

6 入札及び開札

- (1) 入札期間
別表に定める。
- (2) 入札方法
入札期間に持参若しくは書留又は簡易書留により入札すること。
落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

(3) 開札

別表に定める。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

別表に定める。

(2) 疑義申立て

落札候補者を選出した後、疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、消防組合は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

(3) 落札者の決定

別表に定める。

8 契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

9 入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して5日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

10 その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 入札参加者は、入札約款及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。

(4) 提出された届出書等は返却しない。なお、届出書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。

(5) 納期は、事情により変更することがある。

11 問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 4 2

事業担当 警防課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 6 2

F A X 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 1 4

E-mail fire-inzaichiku@nifty.com

印西地区消防組合公告第7号 別表

入札に関する事項			
1 事業概要			
事業名	防火衣等購入		
納入場所	印西地区消防組合消防本部	納期	令和7年3月14日まで
概要	更新職員分30式、新規職員分5式		
予定価格	¥8,925,000円(税抜)		
2 入札参加条件			
資格要件	工種(業種)(※1)	消防・保安用品(防火服・保護具)	
	事業所の所在地(※1)	なし	
	その他事業に必要な資格条件	保守、点検、修理、物品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる体制を有していること。	
3 入札参加資料の提出等			
届出期間	令和6年4月22日(月)から令和6年5月8日(水) 午前9時から午後5時まで 入札参加資料等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
届出書類	事後審査型制限付一般競争入札参加届出書		
4 設計図書等の交付等			
交付期間	令和6年4月22日(月)から令和6年5月8日(水) 午前9時から午後5時まで		
5 質問及び回答			
質問	令和6年4月22日(月)から令和6年5月8日(水) 午前9時から午後5時まで		
回答	令和6年5月15日(水)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。		
6 入札及び開札			
入札期間	令和6年5月20日(月)から令和6年5月21日(火) 午前9時から午後5時まで 入札書等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
開札	令和6年5月22日(水) 午前9時30分以降、公告の番号順に行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定			
落札候補者の決定	予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。		
事後審査書類の提出	入札参加資格等確認書及び確認資料を持参により提出。		
備考			
事業担当	印西地区消防組合消防本部警防課 担当 警防係 (電話) 0476-46-9962 (ファクシミリ) 0476-46-9914 (電子メール) keibou-inzaichiku@nifty.com		

(※1) 令和6・7年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されている者。

物品類売買契約書

1. 事業の名称 防火衣等購入
2. 納入場所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合 消防本部
3. 納入期限 令和7年3月14日
4. 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金

上記の物品類売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 住所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合
氏名 管理者 板倉 正直 印

受注者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする物品類売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の目的である物品を契約書記載の納入期限内に、納入するものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、物品を納入する場合において、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の物品類売買代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、物品類売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、当契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、当契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(担当職員)

第5条 発注者は、担当職員を置いたときは、その氏名等を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する納品を完了させるための受注者に対する指示。
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾、又は回答。
 - (3) この契約の履行に関する受注者との協議。
 - (4) この契約の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- 3 発注者は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときであっても、それぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときであっても当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が担当職員を置かないときは、この約款に定める担当職員の権限は、発注者に帰属する。(納品書等の提出等)
- 第6条 受注者は物品を納品するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納品するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検収に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。(納入期限の延長等)
- 第7条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申し出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。(契約内容の変更等)
- 第8条 発注者は必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。この場合において契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。(天災その他不可抗力による契約内容の変更)
- 第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済事勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。(検収)
- 第10条 発注者は第6条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)の職員をして検収を行うものとする。
- 2 前項の検収を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、破壊もしくは分解又は試験により検収を行うことが出来る。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検収に立ちあわなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検収に立ちあわなかったときは、検収の結果について異義を申し立てることができない。

- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検収のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検収を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検収に直接必要な費用並びに検収のため、変質、変形、消耗又はき損した物品にかかわる損失は、すべて受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第1項の検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品類納入の完了とみなして第2項から第6項までの規定を準用する。

(契約代金の支払い)

- 第11条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したとき又は第13条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検収に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、設計図書等において納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときはこの限りではない。
 - 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
 - 4 発注者が、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は発注者に対して支払い遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(引換え又は手直し)

- 第12条 受注者は、納入した物品の全部または一部が第10条第1項の検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検収を行うものとする。
 - 5 第10条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検収について準用する。

(減価採用)

- 第13条 発注者は第10条第1項又は前条第4項の検収に合格しなかった物品等について、その契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 第14条 物品の所有権は、検収に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されるものとする。
- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第15条 発注者は、納入した物品が品質不良、変質、数量の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、受注者に対して、物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第16条 発注者は、引き渡された物品に関し、第14条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された物品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、次条又は第17条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 納入期限内に物品を納入することができないとき又は納入期限後相当の期間内に物品を納

入する見込みがないと認められるとき。

- (3) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 第3条第1項の規定に違反して物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (5) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第18条又は第18条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条の4 第17条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条の5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、物品類売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における印西市契約事務規則(平成18年規則第19号)第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により契約の内容を変更したため物品類売買代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による物品の納入の中止の期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条の3 第18条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第18条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による物品類売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第19条 発注者は、契約が解除された場合においては、分割納入した物品を検収の上、当該検収に合格した部分および部分払いの対象となった契約代金の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた分割納入した物品に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、分割納入した物品を最小限度破壊もしくは分解又は試験により検収することができる。

2 前項の場合において検収又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第20条 受注者は、第17条の3第1号又は第2号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第21条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第2条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第22条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事請負業者等指名停止措置要綱（令和3年告示第4号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(延滞違約金)

第23条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結日における印西市契約事務規則（平成18年規則第19号）第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第10条第1項又は第12条第4項の検収に合格したときは、第1項の遅延損害金の額は、契約金額から当該検収に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第12条第2項の規定により引き換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検収に要した日数を算入しない。

（相殺）

第24条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

第25条 受注者は、この契約の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補 則）

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注

者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求のあった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての実地調査)

第12 発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を実地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

(行政情報の管理及び取扱い)

第1 受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(記録媒体の管理)

第2 受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(記録媒体の処分)

第3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第5 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。

(設置に係わる事項)

第7 受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 受注者は、情報システムを組合の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(作業に係わる事項)

第12 受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

- 第13 受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。
- 第14 受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- 第15 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。
- 第16 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。
- 第17 受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。
（パスワード等の管理）
- 第18 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。
- 第19 受注者は、I Cカード又はユーザーI D等を適切に管理しなければならない。
（仕様書等の管理）
- 第20 受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（侵害記録の作成）
- 第21 受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（発注者以外のネットワークとの接続）
- 第22 受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。
- 第23 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かされることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。
- 第24 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。
- 第25 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。
（情報システムの追加・変更）
- 第26 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。
- 第27 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
（情報システムの変更管理）

第28 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 受注者は、情報システムの機器を修理により、組合の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、組合の施設内において作業を行わなければならない。

第33 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 受注者は、以下の法令等を遵守する。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

- (3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 印西地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))。受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 印西地区消防組合(以下「発注者」という。)は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するも

のとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱(平成29年告示第3号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。

個人防火装備

(防火衣上下、しころ、防火帽、防火長靴)

仕様書

印西地区消防組合

第1 総則

1 目的

この仕様書は印西地区消防組合（以下、「消防組合」という。）が物品購入する消防隊員用個人防火装備(防火衣上下、しころ、防火帽、防火長靴)について必要な事項を定めることを目的とする。

2 防火衣の概要

この防火衣は、火災発生建物への屋内進入を実施する消防隊員がより安全に消火活動等を行うために求められる機能を有すること。上衣は消防隊員の特徴的な逆三角形の上半身に沿った形状であり、下衣は膝の屈伸による可動域を立体裁断で設計された製品であること。また熱伝達防護のために、適切な空気層が形成されるよう設計されていること。

3 防火衣の性能

この防火衣は、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の改定について（通知）（令和4年4月15日付消防消第113号）（以下、「新ガイドライン」という）に準拠した製品であること。

4 防火衣の条件

この防火衣に使用する材料、付属品は全般にわたって十分に検査が施されこの仕様書の全てを満足し仕上がりが優良な製品であること。また、破れ等が懸念される指定箇所に補強材料が取り付けられていること。表地の素材はメタ型アラミド及びパラ型アラミドの織物とし、紫外線等による劣化を防ぐためにパラ型アラミドが表に出てこない二重織り構造とすること。

5 防火衣の品質保証

表生地、透湿防水層、断熱層兼裏地の生地材料及び反射テープ、ファスナー、釦、縫製糸等の付属品について納入日より5年間における品質に著しい不良が認められた場合、契約者負担で修繕をすること。但し、使用方法、使用環境、保管方法、洗濯方法等に対し適切でない状況下での破損等についてはこの範囲に含まない。

6 仕様協議

契約者は、速やかに詳細な仕様打合せを消防組合と協議し、採寸を行ったうえで本生産に取り掛かること。

7 納入期限

検査依頼書を提出のうえ、令和7年3月14日（金）までに印西地区消防組合消防本部へ納入すること。

第2 防火衣 仕様

1 外衣生地材料（表生地）

- ・織り傷、糸節、汚れ等の品質を損なう欠点がないこと。

<生地規格>

素材混紡率	メタ系アラミド繊維	70%	JIS L 1030
	パラ系アラミド繊維	29%	
	導電性繊維	1%	
組織	変化織		JIS L 1096
染色、色相	原液着色 ダークネイビー／ゴールド		
質量	245g/m ² ±5g		JIS L 1096
加工	撥水加工		
密度	たて 121 よこ 83 本/2.54 cm		JIS L 1096
見掛番手・織度	たて 表 42/2		JIS L 1096
	たて 裏 29/2 + 47/2		
	よこ 表 43/2		
	よこ 裏 42/2		
引張強さ	たて 2500N以上		ISO 13934-1
	よこ 2000N以上		
引裂強さ	たて 400N以上		ISO 13937-2
	よこ 400N以上		
撥水度	初期 5級以上		ISO 4920
摩擦帯電電荷量	3μC/m ² 以下		JIS L 1094

2 內衣生地材料（透湿防水生地）

- ・ 織り傷、糸節、汚れ等の品質を損なう欠点がないこと。

<生地規格>

素材混紡率	メタ系アラミド繊維	50%	JIS L1030
	難燃レーヨン	50%	
	PTFE メンブレン ラミネート加工		
組織	平織		JIS L1096
色相	紺		
質量	148g/m ² ±5g		JIS L1096
密度	たて 75 よこ 54 本/2.54 cm		JIS L1096
見掛番手・織度	たて 45/1		JIS L1096
	よこ 45/1		
透湿度	1000g/m ² /h 以上		JIS L1099B-2 法
人工血液バリア性	クラス 6		JIS T 8060-2007 D 法
ウイルスバリア性	クラス 6		JIS T 8061-2010 D1 法

3 內衣生地材料（断熱層兼裏地）

- ・ 織り傷、糸節、汚れ等の品質を損なう欠点がないこと。

<生地規格>

素材混紡率	メタ系アラミド繊維	70%	JIS L1030
	パラ系アラミド繊維	29%	
	導電性繊維	1%	
組織	凹凸状ハニカム織		JIS L1096
染色、色相	原液着色 濃紺		
質量	151g/m ² ±5g		JIS L1096
密度	たて 75 よこ 54 本/2.54 cm		JIS L1096
見掛番手・織度	たて 40/2		JIS L1096
	よこ 40/2		
引張強さ	たて 900N以上		ISO 5081-1077
	よこ 700N以上		
引裂強さ	たて 90N以上		ISO 4674-1977 A2 法
	よこ 100N以上		
ピリング	4 級以上		JIS L 1076 A 法

4 その他材料

反射テープ	オラフォルジャパン製
	GP-030-75/FTP-2575-S-75/FTP-2575-D-50
ファスナー	難燃性クイックロン FAタイプ 25mm、38mm、50mm
	YKK社製 FAA-25-853(b)米国航空管理規定準拠品
袖口ニット	メタ系アラミド繊維 100%ニットリブ
袖口袋	メタ系アラミド繊維および難燃レーヨンを用いた織物に PU ラミネートした三層構造の透湿防水層
ファスナー	10CF-DA3、5CF-DAL コイルファスナーYKK 社製
ドット釦	7050 真鍮材 モリト社製
縫糸	メタ系アラミド繊維 100%40 番糸
	(反射テープ部 パラ系アラミド繊維 100%30 番スパン糸)
補強材	アラシールド/袖口・裾・膝(その他使用箇所別途協議)
	EPRA 難燃樹脂コーティング(使用箇所別途協議)
緩衝材	ケブラーフェルト (膝)
	N6004 3D 不織布 PTFE フィルムラミネート (肩)

5 構造

(1) 別図参照

- a 契約後に消防組合が細部の仕様変更を求めた場合、協議の上可能な限り対応すること。

6 サイズ

(1) 上衣寸法

	S	M	L	LL	3L	4L	5L
適合身長	155	165	170	175	180	185	190
着丈 前/後	62/70	68/76	70/78	72/80	74/82	77/85	80/88
胸囲	118	128	132	136	140	146	152
中胴	104	110	114	118	122	128	134
裾囲	106	112	116	120	124	130	136
肩幅	50	54	55	56	57	59	61
袖丈 外/内	53/50	55/52	57/54	59/56	61/58	63/60	65/62
衿丈(外)	78	82	84.5	87	89.5	92.5	95.5
単位:cm 寸法許容差:±1% 袖丈特寸サイズ±4cm刻み調整							

肥満体			O	XO	XXO		
適合身長			170	175	180		
着丈 前/後			70/78	72/80	74/82		
胸囲			132	138	144		
中胴			124	130	136		
裾囲			126	132	138		
肩幅			55	57	59		
袖丈 外/内			57/54	59/56	61/58		
衿丈(外)			84.5	87.5	90.5		
単位:cm 寸法許容差:±1% 袖丈特寸サイズ±4cm刻み調整							

(2) 下衣寸法

	S	M	L	LL	3L	4L	5L
腰囲(最大)	86	92	98	104	110	118	126
股下(長さ)	68	71	74	77	80	80	80
股上(前)	33	34	35	36	37	38	39
渡り幅	38	39.5	41	42.5	44	46	48
裾幅	24.5	25.5	26	26.5	27	28	29
単位:cm 寸法許容差:±1% 股下丈特寸サイズ±4cm刻み調整							

7 縫製

- (1) 各部の縫い合わせは縫い目の目とび、外れ等がないものであること。
- (2) 縫い代は各部分に適した充分なものでありオーバーロックが施してあること。
- (3) 強度を必要とする個所にカン抜き止めミシンを入れる。
- (4) 地縫い飾り縫いの始めと終わりには必ず返し縫いを入れる。
- (5) 地縫い飾り縫いの縫い目ピッチは11針(3cm)を標準とする。

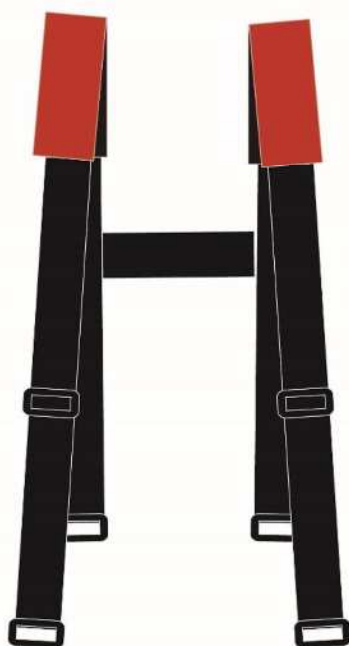
8 許容差

- (1) 本仕様書に記載する寸法の許容範囲は±1%以内とする。
ただし、採寸時に許容範囲の±5%を考慮した採寸を行うこと。

別図 下衣



別図 サスペンダー



第3 しころ 総則

1 概要

このしころは、火災発生建物への屋内進入を実施する消防隊員がより安全に消火活動等を行うために求められる機能を有するとともに、快適性、運動性防水性等の隊員が活動を容易にするための機能を有するものであること。

2 しころの性能

このしころは、「新ガイドライン」に準拠した製品であること。

3 しころの条件

このしころに使用する材料、付属品は全般にわたって十分に検査が施されこの仕様書の全てを満足し仕上がりが優良な製品であること。しころの材料及び性能は当本部の仕様で定める防火衣とのコンパティビリティを考慮した設計であること。インターフェースは防火帽との接合する隙間がなく、シールド面を下げた状態で顔面を隙間なく密閉できる構造であること。

4 しころの品質保証

表生地、透湿防水層の生地材料、釦、縫製糸等の付属品について納入日より5年間における品質に著しい不良が認められた場合、契約者負担で修繕をすること。但し、使用方法、使用環境、保管方法、洗濯方法等に対し適切でない状況下での破損等についてはこの範囲に含まない。

第4 しころ 仕様

1 生地材料（表生地）

- ・ 織り傷、糸節、汚れ等の品質を損なう欠点がないこと。

＜生地規格 本体色＞

素材混紡率	メタ系アラミド繊維	70%	JIS L 1030
	パラ系アラミド繊維	29%	
	導電性繊維	1%	
組織	変化織		JIS L 1096
染色、色相	原液着色 ダークネイビー／ゴールド		
質量	245g/m ² ±5g		JIS L 1096
加工	撥水加工		
密度	たて 121 よこ 83 本/2.54 cm		JIS L 1096
見掛番手・織度	たて 表 42/2		JIS L 1096
	たて 裏 29/2 + 47/2		
	よこ 表 43/2		
	よこ 裏 42/2		
引張強さ	たて 2500N以上		ISO 13934-1
	よこ 2000N以上		
引裂強さ	たて 400N以上		ISO 13937-2
	よこ 400N以上		
撥水度	初期 5級以上		ISO 4920
摩擦帯電電荷量	3μC/m ² 以下		JIS L 1094

2 生地材料（透湿防水層）

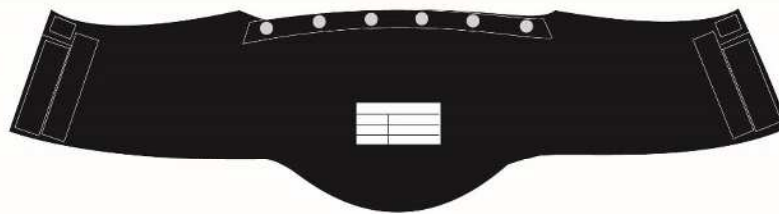
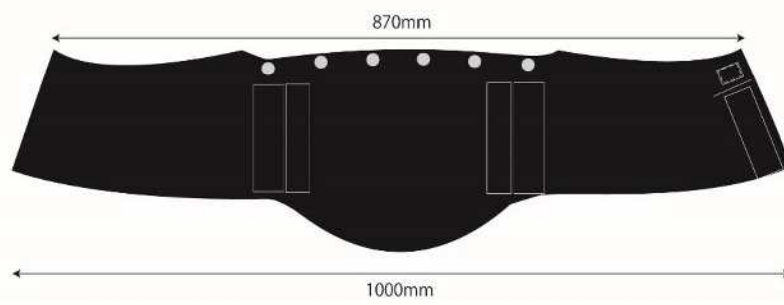
素材混紡率	メタ系アラミド繊維	50%	JIS L1030
	難燃レーヨン	50%	
	PTFE メンブレン ラミネート加工		
組織	平織		JIS L1096
色相	紺		
質量	148g/m ² ±5g		JIS L1096
密度	たて 75 よこ 54 本/2.54 cm		JIS L1096
見掛番手・織度	たて 45/1		JIS L1096
	よこ 45/1		
透湿度	1000g/m ² /h 以上		JIS L1099B-2 法
人工血液バリア性	クラス 6		JIS T 8060-2007 D 法
ウイルスバリア性	クラス 6		JIS T 8061-2010 D1 法

3 構造

(1) 別図参照

- a 契約後に消防組合が細部の仕様変更を求めた場合、協議の上可能な限り対処すること。

別図 しころ



第5 防火帽 総則

1 概要

この防火帽は、火災発生建物への屋内進入を実施する消防隊員がより安全に消火活動等を行うために求められる機能を有するとともに、快適性、運動性等隊員の活動を容易にするための機能を有するものであること。

2 防火帽の性能

防火帽は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定（以下「労安法」とする。）に基づく保護帽の規格（平成3年厚生労働省告示第39号）に適合するものとし、「新ガイドライン」、EN443:2008 欧州消防隊員用防火帽性能基準及び EN14458:2004 欧州消防隊員用フェイスガード性能基準に適合した製品であること。

3 防火帽の条件

この防火帽等に使用する材料、付属品は全般にわたって十分に検査が施されこの仕様書の全てを満足し仕上がりが優良な製品であること。

4 防火帽の品質保証

防火帽本体及びシールド、サイドパーツ、ヘッドバンド、内装カバー、顎紐、縫製糸等の付属品について納入日より5年間における品質に著しい不良が認められた場合、契約者負担で修繕をすること。但し、使用方法、使用環境、保管方法、洗浄方法等に対し適切でない状況下での破損等についてはこの範囲に含まない。

5 取り扱い説明動画

防火帽の製品概要、運用前の設定方法、装着方法、メンテナンス、試験概要を説明する動画（DVD）を納入時に署所の数量を付属すること。

第6 防火帽 仕様

1 構造

(1) 概要

この防火帽は、帽体表面に指定の帽章を強固に貼付し、左右側面にネーム加工を施し、内側に難燃衝撃吸収ライナー、ヘッドバンド等の装着体及び大型立体成型シールドを内蔵し、帽体下隅の外周部にしころを取り付けることができ、左右にヘッドライトバンドを固定するパーツを取り付けること。また、ヘッドバンドは防火手袋装着時に締め・緩めの操作が容易にできるダイヤルラチェット方式とし、サイズ調整及び被り深さが調整できる構造とする。

(2) 形状等

ア 帽体

(ア) 本体

- a 別図の形状とすること。
- b 表面は滑らかで堅牢であること。
- c ガラス繊維を基材としたポリエステル樹脂(難燃性樹脂:UL94 (V-0 クラス))による軽量強化プラスチック製であること。
- d 外面は焼付塗装を施し表面を耐候クリア塗装仕上げとすること。
- e 本体色はフラッシュイエローとする。

(イ) 周章

別図のとおり、反射ステッカーを貼付けした後、クリア塗装を施すこと。

(ウ) 帽章

別図のとおり帽体前面中央に特殊樹脂製の帽章を貼付けする。

(エ) ネーム加工

別図のとおりカッティング文字を貼り付けること。また貼付けした後、クリア塗装を施すこと。

(オ) 階級ステッカー

消防組合が別途指示する階級明細を後頭部へ貼り付ける。

(カ) 掛け金具

帽体後部中央に半月環状の掛金具を取り付けること。

(キ) ヘッドライトベルト固定用クリップ

帽体の左右側面にヘッドライトベルトを固定できるベルトクリップを取り付けること。

イ 装着体

(ア) 内装一体型カバー

ヘッドバンドカバーにハンモックを取り付けた一体型とし、ヘッドバンドを帽体から外さずに面ファスナーで容易に着脱できる構造とする。

(イ) ヘッドバンド

- a ダイヤルラチェット方式とし、頭回りに応じて52cm~64cmまでの範囲で装着時にも容易に調節が可能な構造とする。
- b ガイドシートに取り付ける留め具は3段階の被り深さを調整できる構造と

する。

(ウ) ガイドシート

- a しころ取り付け用のドット釦を 6 箇所取り付ける。
- b ヘッドバンドを取り付ける位置を、前頭 2 段階及び後頭 3 段階の被り深さで調整できる構造とする。

(エ) 頭頂部衝撃吸収パッド

頭頂部にクッション性に優れたパッドを接着し取り付ける。

ウ あご紐一式

- (ア) 着左側にワンタッチバックルが装備され、容易に開閉できるものとする。
- (イ) 着右側に Wリングが装備され、先端のテープを引っ張ることで締め付け操作ができるものとする。また締め付けたあご紐はリリースタブで容易に開放できる構造とする。
- (ウ) あご紐一式は帽体にビスを用い固定する構造で、取り外しが可能であること。
- (エ) 着右側締め付け操作のあご紐はアジャスターリングにより、その箇所のみを取り外しが可能な構造とする。
- (オ) 面体装着の際にあご紐を開放した余丁を適切な寸法とする。
- (カ) ドット釦で取り外し可能な耳パッドを耳紐部分に取り付ける。また耳パッドを装着した際に耳パッドがめくれ上がることを防ぐ固定用面ファスナーを取り付け内装カバーに接続できること。

エ シールド

- (ア) 前面からの注水や飛散物に対し顔面を保護できる構造で、視界の妨げとなるゆがみがない超鏡面仕上げの金型立体成形品とし、内外両面にハードコート処理及び防曇加工を施す。
- (イ) 帽体左右に接続するヒンジを支点に開閉できる構造で、固定するビスはロックナットを使用し、トルクドライバーによる締め付け強さ管理がされた緩みが出にくい構造とする。
- (ウ) 下側端面は防火手袋装着時に、容易にシールド開閉操作ができるよう前方にせり出した形状とする。

オ ライナー

変性 PPE 成形品（難燃グレード：UL94（V-0 クラス））を用いた衝撃吸収ライナーを帽体に接着させ取り付ける。

カ その他

(ア) 寸法

L315mm W253mm H210mm

(イ) 質量

1150g（許容誤差±5%）

(3) 取得検定規格及び合格番号

ア 厚生労働省規格

- (ア) 飛来落下物用 合格番号 TH3912

(イ) 墜落時保護用 合格番号 TH3613

イ EN規格

(ア) EN443:2008 合格番号 8482A/15/18PSA

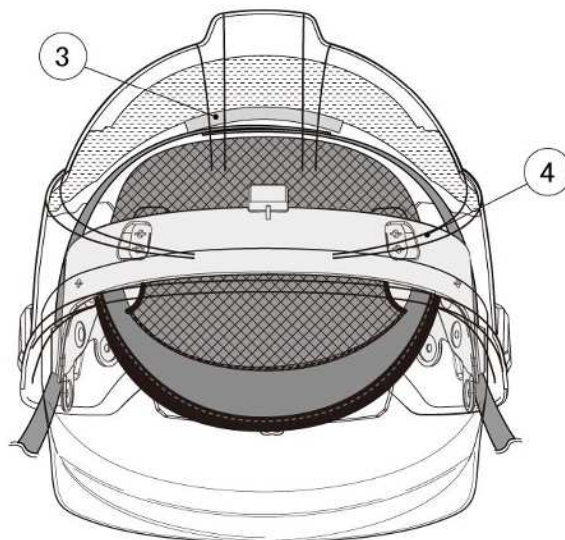
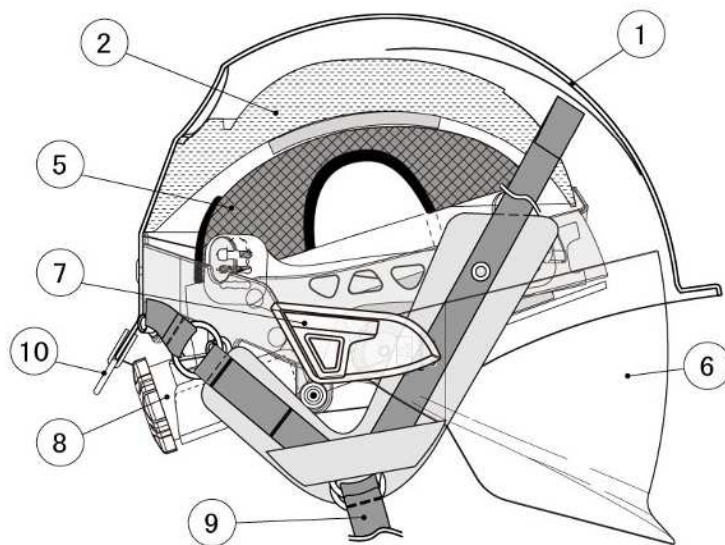
(イ) EN14458:2004 合格番号 8482A/15/18PSA

別表 防火帽使用材料

区分	構成部品	数量	材料
帽体	F02 型	1	FRP
	リベット	2	アルミ
	D 環	1	黄銅 Ni メッキ
ガイドシート	フロント	1	ポリカーボネート
	バック	1	ポリカーボネート
ライナー	衝撃吸収材	1	変性 PPE 成形品
シールド	F02 型	1	ポリカーボネート
ヒンジ	サイドパーツ	2	ナイロン
あご紐	ベルト	1	アラミド繊維 100%
	ワンタッチバックル	1	POM
	耳パッド	2	アラミド繊維 100%
	アジャスターリング	1	ナイロン
	丸環	2	SUS
ヘッドバンド	F02 型	1	ナイロン
ラチェット	F02-C 型	1	ポリカーボネート
内装カバー	天井ネット	1	アラミド繊維 100%
	ヘッドバンド周囲	1	アラミド繊維 100%
	クッション材	3	ウレタン
天井クッション	衝撃吸収材	1	ウレタン

別図 防火帽組立図

①	帽体
②	ライナー
③	天井クッション
④	ガイドシート
⑤	内装カバー
⑥	シールド
⑦	ヒンジ
⑧	ラチェット
⑨	あご紐
⑩	D環



別圖 防火帽



第7 防火長靴 総則

1 概要

この防火長靴は、火災発生建物への屋内進入を実施する消防隊員がより安全に消火活動等を行うために求められる機能を有するとともに、快適性、運動性等隊員の活動を容易にするための機能を有するものであること。

2 防火長靴の性能

防火長靴は、EN15090:2012 欧州消防隊員用防火長靴性能基準に適合し、「新ガイドライン」に準拠した製品であること。

3 防火長靴の条件

この長靴に使用する材料、付属品は全般にわたって十分に検査が施されこの仕様書の全てを満足し仕上がりが優良な製品であること。

4 防火長靴の品質保証

防火長靴本体及び縫製糸等の付属品について納入日より1年間における品質に著しい不良が認められた場合、契約者負担で修繕をすること。但し、使用方法、使用環境、保管方法、洗浄方法等に対し適切でない状況下での破損等についてはこの範囲に含まない。

第8 防火長靴 仕様

1 構造及び材料

- (1) 防火長靴は透湿性を有する耐水皮革（フルグレイン牛革使用）でかつ、甲被部分は太陽光を反射し、温度上昇による影響を低減すること。これにより、足元が適度な温度で保たれること。つま先革、腰革は3重縫いであること。糸はメタ系アラミド繊維マルチフィラメントで撥水性であること。
- (2) 防火長靴は裏付きで爪先を保護する先芯を入れ、靴底に踏抜き防止板を入れたものであること。
- (3) 先芯はグラスファイバー強化複合材製ラバーリップ付であること。素材成分、高強度グラスファイバー織物 65%、変性エポキシ樹脂 35%とする。
- (4) 踏抜き防止板は鋼鉄板を使用、両面を防錆処理してあること。
- (5) 人体に帯電する静電気が表底から漏えいする構造であること。内部には導電性ストリップを取り付け中敷きから筒革まで約5%延在させること。
- (6) 爪先の甲部分の上部に視覚的インパクトのある黄色の形状パターンと特殊なリブ形状を配置した難燃性のTPU（熱可塑性ポリウレタン）製トゥキャップが甲被に接着され、リアキャップ端部において2重縫いで靴底に固定してあること。
- (7) 先芯の内側から後端部内側にかけてはゴアクロステックラミネート技術による3層（ナイロン/ポリエステル織物層、PTFE メンブレン、ポリアミド性裏側層）構成で、防水性、通気性を保つこと。血液その他体液の侵入に対して、優れた防止性能を発揮し、（ウイルスや細菌の侵入を阻止）化学薬品からの保護も機能すること。また、後端部内側はなめらかな牛革が上部から下部へかけて施してあること。足型底部の距骨、踵部分は足の形状に適合し、適切な丸みを帯びていること。
- (8) 甲革から筒革外側前部に2ゾーン式レーシングシステム（迅速かつ適切な靴紐調節）を施し、正しいフィット調整と甲プロテクタを統合すること。2ゾーンレーシングシステムは下部及び上部のレーシング部分からなり、別々の靴紐（黄色、黒色）を使用する。下部はプラスチック裏材を施した難燃性繊維ループ3対
また上部は革で被覆したプラスチックループ3対により、それぞれを構成する。
これら固定具により、甲及びふくらはぎ部分の靴紐を適度フィットさせ、特に踵部分の位置を正しく保つこと。甲プロテクタは難燃性ポリアミドプロテクタの黄色とし、物理的衝撃による甲部分の保護をすること。補強部を追加して、厚さ10mmの網状ウレタンフォームによるパッティングを入れて向こう脛も保護すること。
- (9) 筒革外側横に、靴紐端部を収納するためのポケットを設けること。
- (10) 筒革上部には1歩歩くたびに空気を循環させる通気システムとし、空気や湿気の自由な出入りを可能する柔軟性のある多孔性の折り返し部を設けること。折り返し部及び砂よけの裏材は通気性があり、柔軟性を持たせて蒸発を促す、耐摩耗性及び形状加工を施したポリエステル生地でありこと。
- (11) 筒革の後端部の折り返し部には耐水加工した白革のネームラベルを配置すること。
- (12) 履き口前後部に脱ぎ履きが容易にするためのノーメックスストラップ、ダブルステッチ黒色、幅25mmループが施してあること。
- (13) 表底は革製長靴と一体成型された軽量、滑り止め効果のある形状ラバーソール

(表底接地部) 及びPU (ポリウレタン) 製であること。2色のアウトソールパターンとし、鮮やかな黄色を使用することにより、閉鎖空間での匍匐前進する際に暗闘での目印として機能すること。ソールのつま先と踵部分に特殊な窪みを設け、つま先から踵まで屈曲性を最適化されていること。ソールにはノンマーキング性、静電気帯電防止性能、耐油性、耐熱性であること。

- (14) 中敷は耐摩耗性を備え、湿気を逃がすポリエステル100%であり、連続気泡フォーム製の2パート形インサートであり、人体解剖学に基づく形状を採用し、EVA (エチレン酢酸ビニール) 製の踵部分は、黒色のPES (ポリエーテルサルフォン) 製フリースでカバーしていること。

2 サイズ

表示サイズ(EU)	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
cm	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5

別表 1

材料

部品名	材 料
表底	静電気帯電防止性能、耐油性及び耐熱性のラバーソール(表底接地部)及びPU(ポリウレタン)製
甲被	透湿性を有する耐水皮革(フルグレイン牛革使用)
糸	撥水性のあるメタ系アラミド繊維マルチフィラメント
先しん	グラスファイバー強化複合材製ラバーリップ (高強度グラスファイバー織物65% 変性エポキシ樹脂35%)
踏抜き防止板	鋼鉄板を使用、両面を防錆処理
トゥキャップ	視覚的インパクトのある黄色の形状パターンと特殊なリブ形状を配置した難燃性のTPU(熱可塑性ポリウレタン)製トゥキャップ
透湿防水構造	ゴアクロステックラミネートによる3層(ナイロン/ポリエステル織物、PTFEメンブレン、ポリアミド性裏側層)
中敷	ポリエステル100% 連続気泡フォーム製の2パート形インサート
中敷(踵部分)	EVA(エチレン酢酸ビニール)製 黒色のPES(ポリエーテルサルフォン)製フリースでカバー
靴紐	アラミド繊維
甲プロテクタ	難燃性ポリアミドプロテクタ
脛プロテクタ	厚さ10mmの網状ウレタンフォームによるパッティング
筒革上部	耐摩耗性及び形状加工を施したポリエステル生地
ネームラベル	筒革の後端部の折り返し部に耐水加工した白革のネームラベル
脱ぎ履き用ストラップ ープ	ノーメックスストラップ ダブルステッチ黒色幅25mm

別圖 1



設 計 書

年度	令和 6 年 度	印西地区消防組合消防本部			
事業名	防火衣等購入				
納入期限	令和 7 年 3 月 1 4 日 (金)				
納入先	千葉県印西市牧の原二丁目 3 番地 印西地区消防組合消防本部				
物品概要	別添仕様書のとおり (更新職員分 30 式、新規採用職員分 5 式)				
設 計 金 額 金 額 円					
番号	品 名	数量	単位	単 価	金 額
1	防火衣 上下	35	着	円	円
2	防火帽	35	個	円	円
3	防火帽用しころ	35	枚	円	円
4	防火長靴	35	足	円	円
 					
 					
 					
 					
小 計					円
消 費 税 相 当 額					円
合 計					円